

# 川越市立地適正化計画（概要版）

～次世代へ暮らしやすいまちを引き継ぐための都市戦略ビジョン～

川越市 都市計画部 都市計画課

## 立地適正化計画策定の背景

現在本市は、市全域に対する市街化区域・市街化調整区域の面積と人口密度のバランスや、都市的活動の拠点である都心核・地域核における医療・福祉・商業等の都市機能施設の立地のバランスが整っており、比較的生活しやすいコンパクトな市街地が形成されています。

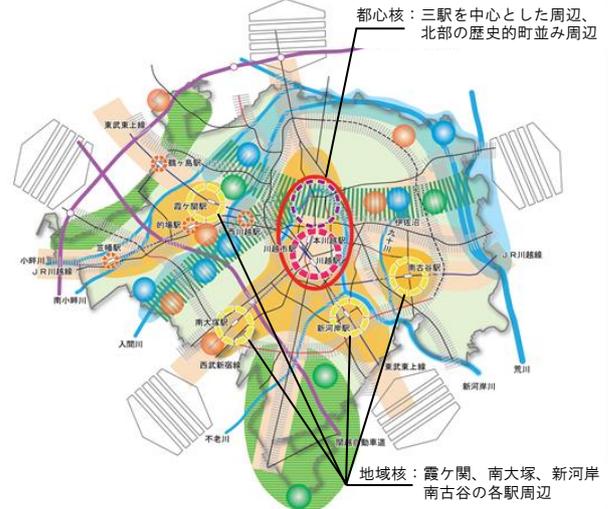
その一方で、本市における令和22（2040）年の人口推計値では、**人口減少に加えて高齢化率が32.3%となり市民の3人に1人が高齢者になると予想**されています。このような社会では、市街地の空洞化や利用者の減少によるこれまでの公共交通、生活利便施設等のサービス水準の低下を防ぐ必要があります。

また、人口減少や少子高齢化の進展により、**今後の市税収入の大幅な増加は難しくなることが予想**されています。一方で、本市では1970年代前半から1980年代前半にかけて多くの公共施設を整備しており、**厳しい財政制約のもとで公共施設の老朽化の進展による維持管理費負担増の懸念**があります。

加えて、本市においては、平成29年台風第21号及び令和元年東日本台風等により大きな被害が発生していることや、今後30年以内に70%程度の確率で首都直下地震の発生が予測されていることなどを踏まえると、**災害に強いまちづくりの推進は急務**となっています。

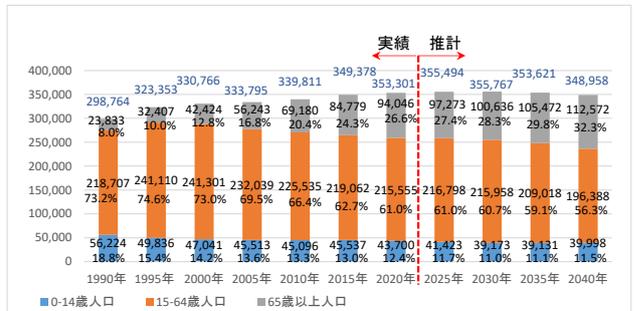
そこで、**おおむね20年後の社会を見据えて、安心できる健康で快適な生活環境を維持し、持続可能な都市経営を実現するため、都市機能の維持・強化と多極ネットワーク型の都市構造の構築を進めるための都市戦略ビジョンとなる「立地適正化計画」を策定**しました。また、**自助・共助・公助による災害に強いまちづくりを推進するため「防災指針」を定め**ました。

### ■本市の都市的活動の拠点



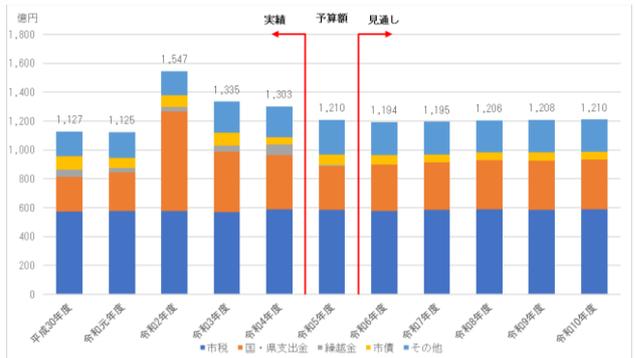
出典：川越市都市計画マスタープラン（令和6（2024）年）

### ■川越市人口推計（全市）



出典：川越市住民基本台帳（各年1月1日）より作成、令和7（2025）年以降は市推計より作成

### ■一般会計歳入の推移・見通し

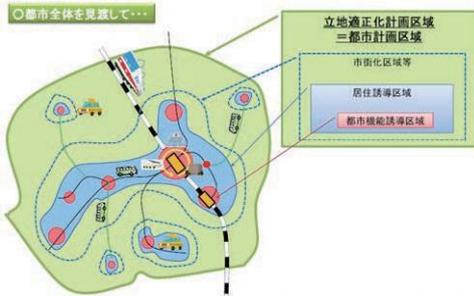


出典：平成30年度～令和4年度川越市決算関係資料、令和6年度予算編成方針より作成

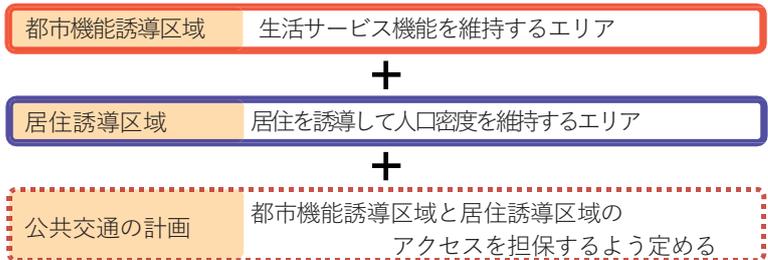
## 立地適正化計画の概要

### 立地適正化計画制度とは？

立地適正化計画は、都市再生特別措置法の一部改正（平成 26（2014）年 8 月施行）により市町村が作成できるようになった計画で、市町村が都市全体の観点から、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を定めるものです。これらの区域に指定されたエリア以外での一定規模以上の開発行為や建築等行為を行う場合には、市町村への届出が必要となります。



出典：国土交通省資料



### コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり

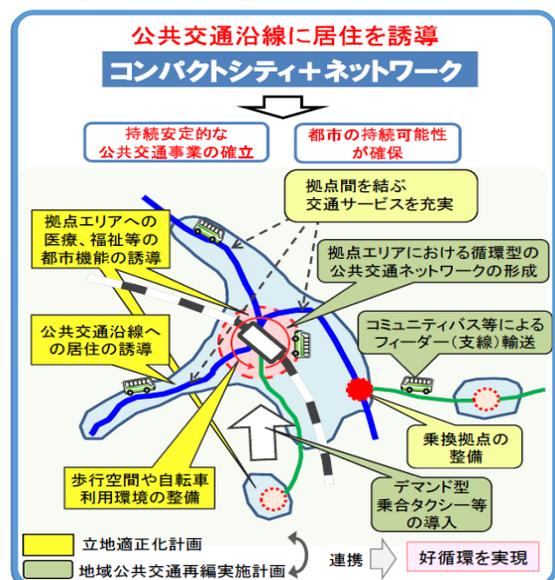
立地適正化計画では、高齢者や子育て世代が、これからも安心できる健康で快適な生活環境を実現するために、「都市機能の誘導」や「居住の誘導」と、「公共交通の充実」による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するものです。

- ①医療・福祉・商業施設や住居等がまとまって立地している。
- ②高齢者をはじめとする市民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできる。
- ③日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在している。

#### 「コンパクトシティ」をめぐる誤解

- 「一極集中」のまちにするの？  
⇒違います。一極集中のまちにするのではなく、中心市街地や利便性の高い鉄道軸で結ばれた各地域拠点を生かした、「多極ネットワーク型」のコンパクトシティを目指すものです。
- 人口を一つのエリアに集めるということ？  
⇒違います。人口を一つのエリアに集めることを目指すのではなく、郊外の農業集落など、今ある暮らしは尊重し、これ以上拡散しないための対策を講じるものです。
- 強制的に移転等をしなくてはならないの？  
⇒違います。短期間で行政から移転を指導するものではなく、適正な誘導施策等によって、時間をかけながら都市機能や居住の集約化を進めるものです。

これからの姿：  
利便性の高い公共交通で結ばれたコンパクトなまち

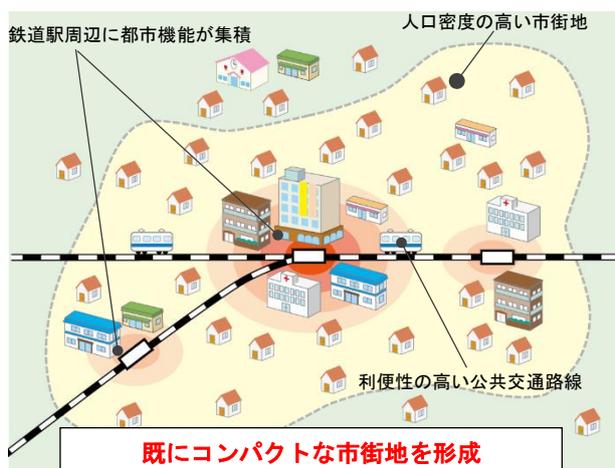


出典：国土交通省資料



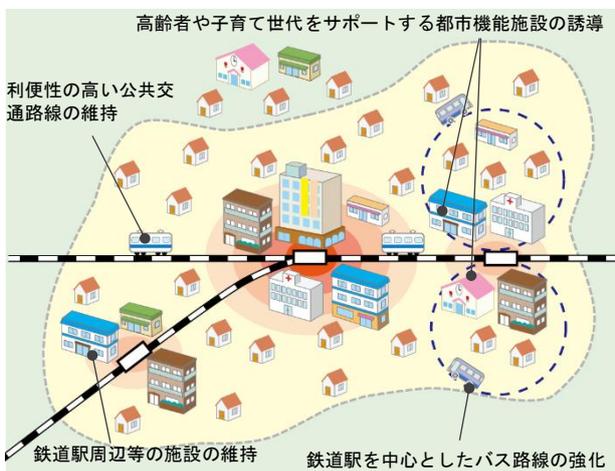
【川越市の目指すコンパクト・プラス・ネットワークのイメージ】

●これまで



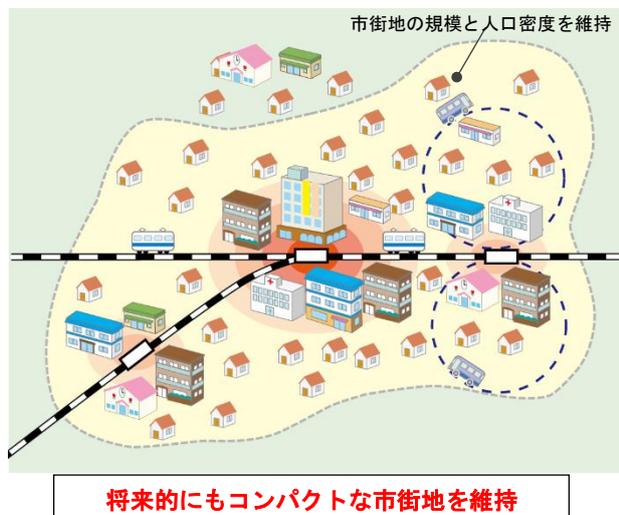
- ・ 鉄道等の利便性の高い公共交通路線が確保され、鉄道駅周辺等には都市機能（医療・福祉・商業等の生活に欠かせない機能）の高い集積があります。
- ・ 人口増加に伴い拡大した市街地は、人口密度が高く、比較的コンパクトに形成されてきました。
- ・ 一部では、著しい高齢化率の上昇や空き家の増加、市街化区域縁辺における市街地拡大の傾向がみられます。

●都市機能と公共交通の維持・強化



- ・ 公共交通の利便性の高い鉄道駅周辺等に、高齢者や子育て世代をサポートする都市機能施設を誘導します。
- ・ 高齢者をはじめとする市民等にとって利便性の高い鉄道駅等を中心としたバス路線等の維持・強化により、公共交通路線を持続可能なものとしします。
- ・ 公共交通の利便性の高い場所での都市機能の集積を維持します。

●川越市が目指すコンパクト・プラス・ネットワーク



- ・ 空家等対策などによる街なか居住の推進や、公共交通の利便性の高い場所での都市機能施設の維持・誘導により、まちの活力及び魅力の向上を図り、将来的にも人口密度が高いコンパクトな市街地を維持します。

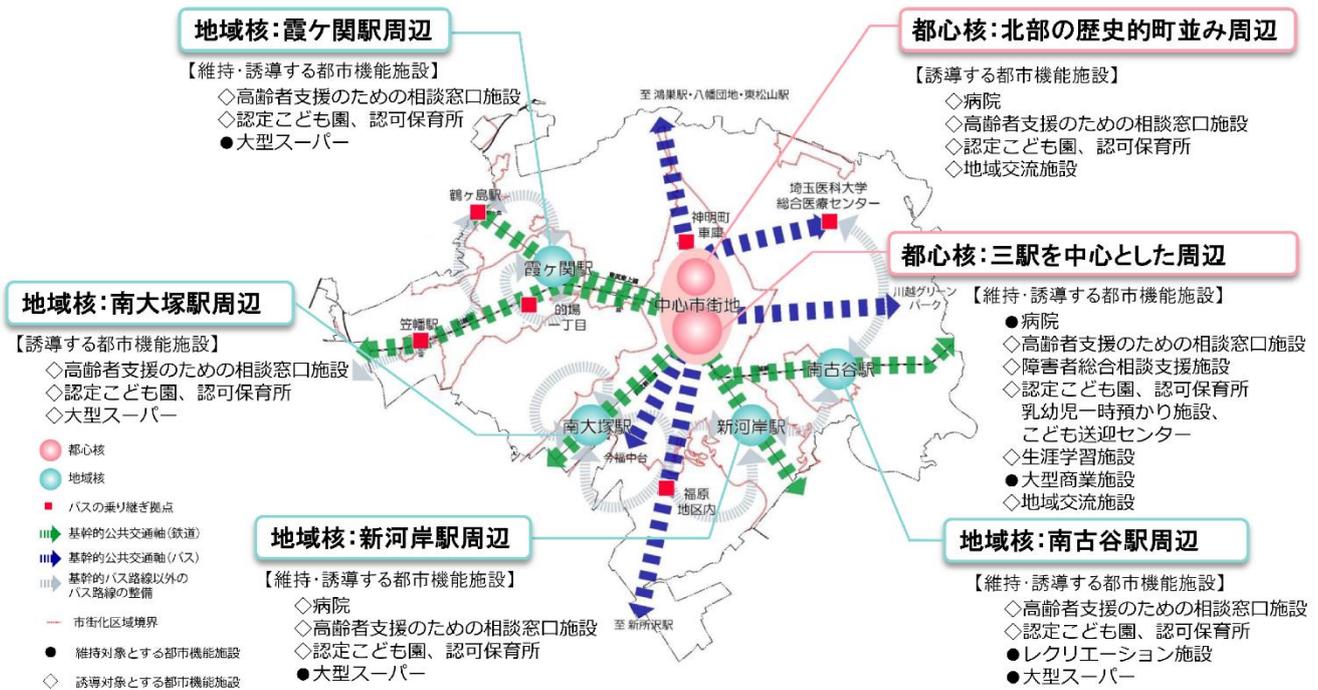
# 都市機能誘導区域と居住誘導区域

## 都市機能誘導区域

本市の都市機能誘導区域は、川越市都市計画マスタープランに位置付けられた都心核及び地域核を対象に、鉄道駅\*を中心とした徒歩圏の半径 800m圏内を基準として区域を設定します。

\*北部の歴史的町並み周辺については、札の辻バス停を中心に 800m圏とします。

### ■都市機能誘導区域ごとの都市機能誘導施設



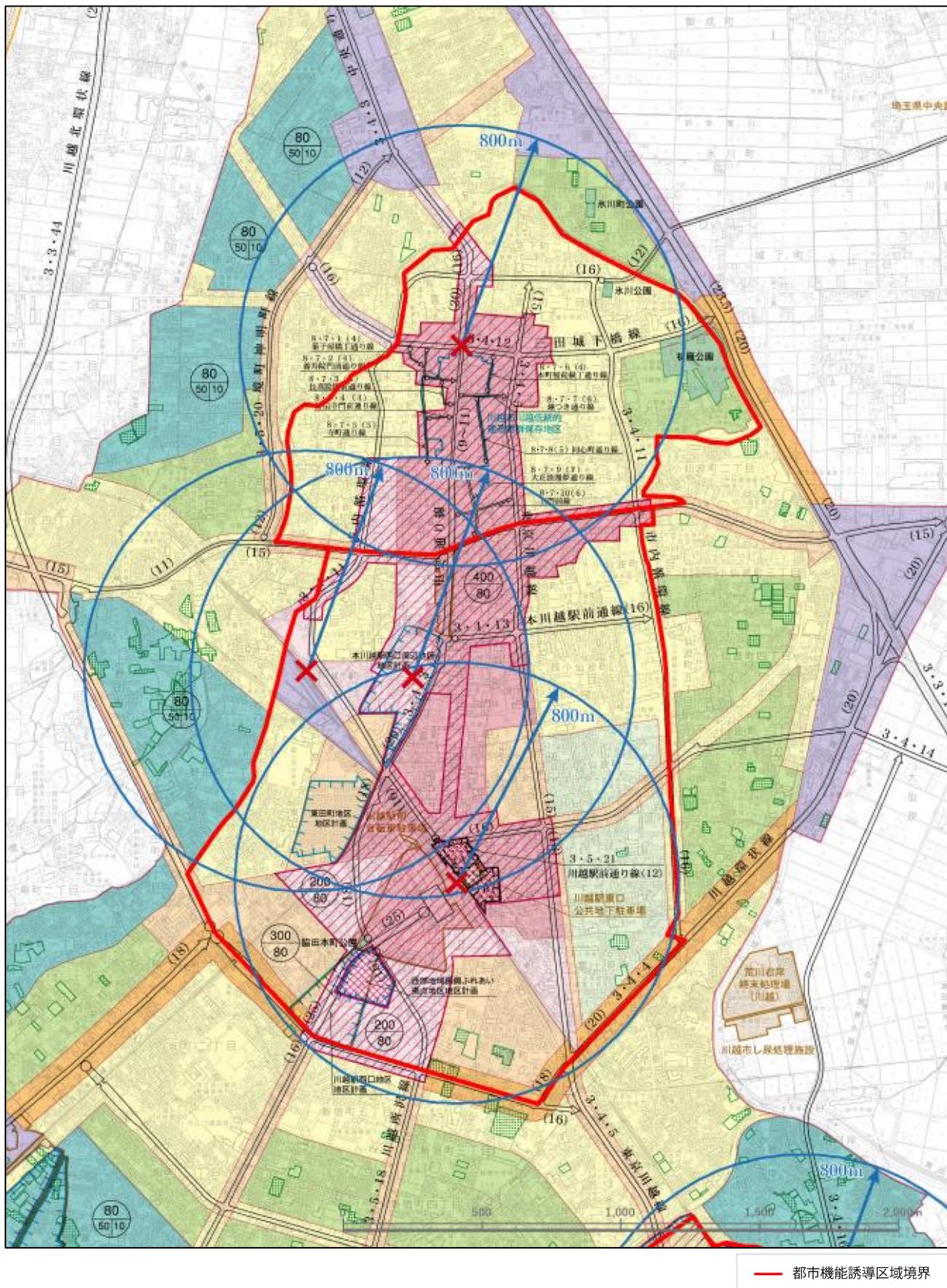
●拠点に不足する都市機能施設、将来的に備えることが期待される都市機能施設、拠点別のまちづくり方針において維持・誘導対象とする都市機能施設を踏まえ、各拠点ごとに都市機能誘導施設(維持型・誘導型)を設定します。

### ■拠点別のまちづくりの将来像

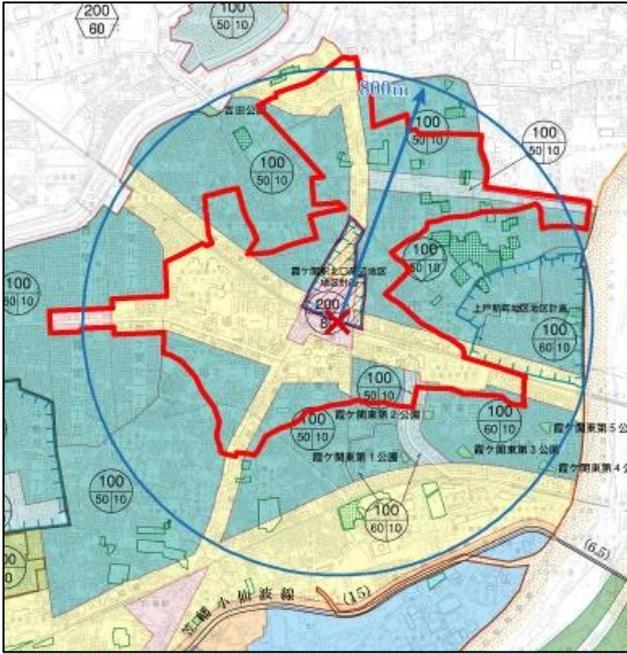
	拠点別のまちづくりの将来像
都心核 (三駅を中心とした周辺、 北部の歴史的町並み周辺)	方 針：三駅周辺のにぎわいの維持と、川越の歴史・文化を生かしたまちづくり 都市機能：県南西部地域の拠点としてふさわしい都市機能施設の維持と誘導 居 住：中心市街地の魅力による多世代の誘導
霞ヶ関駅周辺	方 針：子ども・学生からお年寄りまで世代間交流ができる住みやすいまちづくり 都市機能：子育てや高齢者支援施設の充実と生活利便施設の維持 居 住：若年世代の誘導による世代間交流の促進
南大塚駅周辺	方 針：都市基盤整備を生かしたにぎわいのあるまちづくり 都市機能：新たなにぎわいの創出と生活利便施設の維持 居 住：職住近接した生産年齢人口世代の誘導
新河岸駅周辺	方 針：都市基盤整備による魅力を生かした未来志向のまちづくり 都市機能：医療機能の充実と生活利便施設の維持 居 住：暮らしやすさの創出による子育て世代の誘導
南古谷駅周辺	方 針：豊かな田園景観と商業の魅力を生かしたまちづくり 都市機能：商業レクリエーション施設の魅力と生活利便施設の維持 居 住：健康で豊かな暮らしを求める多世代の誘導

■都市機能誘導区域

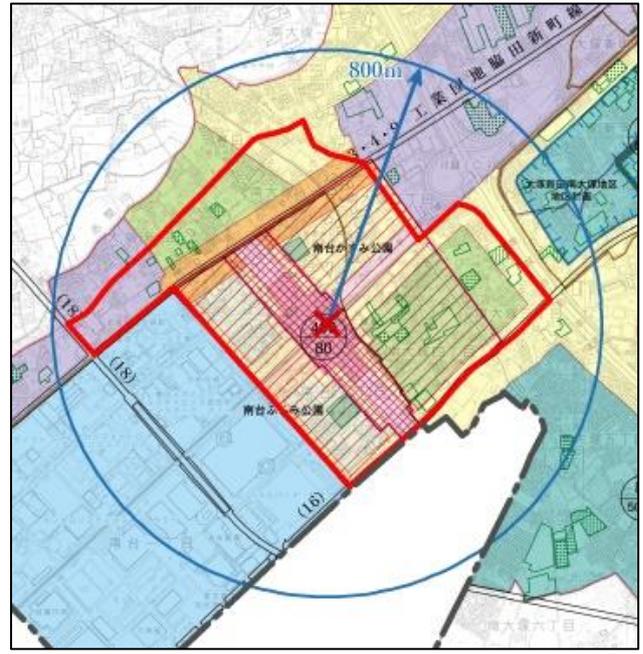
【都心核】 北部の歴史的町並み周辺・三駅を中心とした周辺



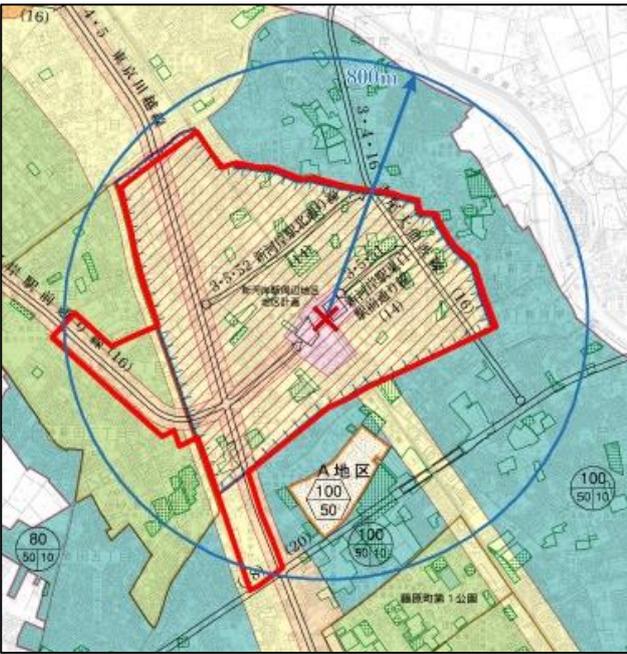
【地域核】霞ヶ関駅周辺



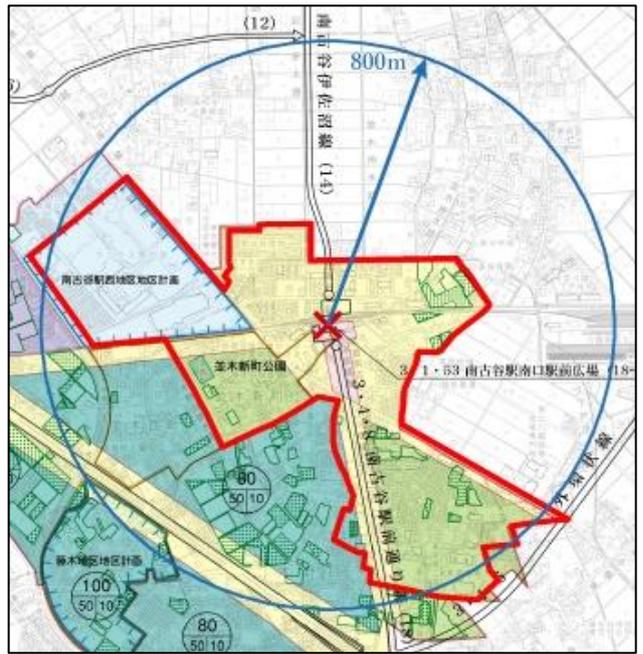
【地域核】南大塚駅周辺



【地域核】新河岸駅周辺



【地域核】南古谷駅周辺



— 都市機能誘導区域境界

凡		例				
市行政区	市行政区	工業地域	60 200	促進地区	土地地区画整理促進区域	
市街化区域	市街化区域	工業専用地域	60 200	地区計画等	地区計画	
用途地域	第一種低層住居専用地域	高度利用地区(A地区)	70 最高600 最低300	都市計画道路	都市計画道路	
	第二種低層住居専用地域	高度利用地区(B地区)	70 最高400 最低200		他都市計画施設	都市計画公園・緑地
	第一種中高層住居専用地域	形態規制	上段:容積率 下段:建築率		都市下水路	その他の都市施設
	第二種中高層住居専用地域	防火地域	上段:容積率 下段:建築率		市街地再開発事業	市街地再開発事業
住居地域	第一種住居地域	準防火地域	生産緑地地区	都市施設	市街化調整区域内建築物形態規制A地区	
	第二種住居地域	準防火地域	伝統的建造物群保存地区		特定生産緑地	特定生産緑地
	準住居地域	生産緑地地区	近郊緑地保全区域			
	近隣商業地域	近郊緑地保全区域				
商業地域						
準工業地域						

## 居住誘導区域

本市の居住誘導区域は、公共交通の利便性、人口密度、良好な住宅市街地、災害の危険性の高いエリアや居住に適さないエリア等を勘案して設定します。

居住誘導区域の利便性等を確保するため、公共交通の利便性を維持・強化し、また、地域の特性に応じた公共交通ネットワークを構築します。

### ■居住誘導区域

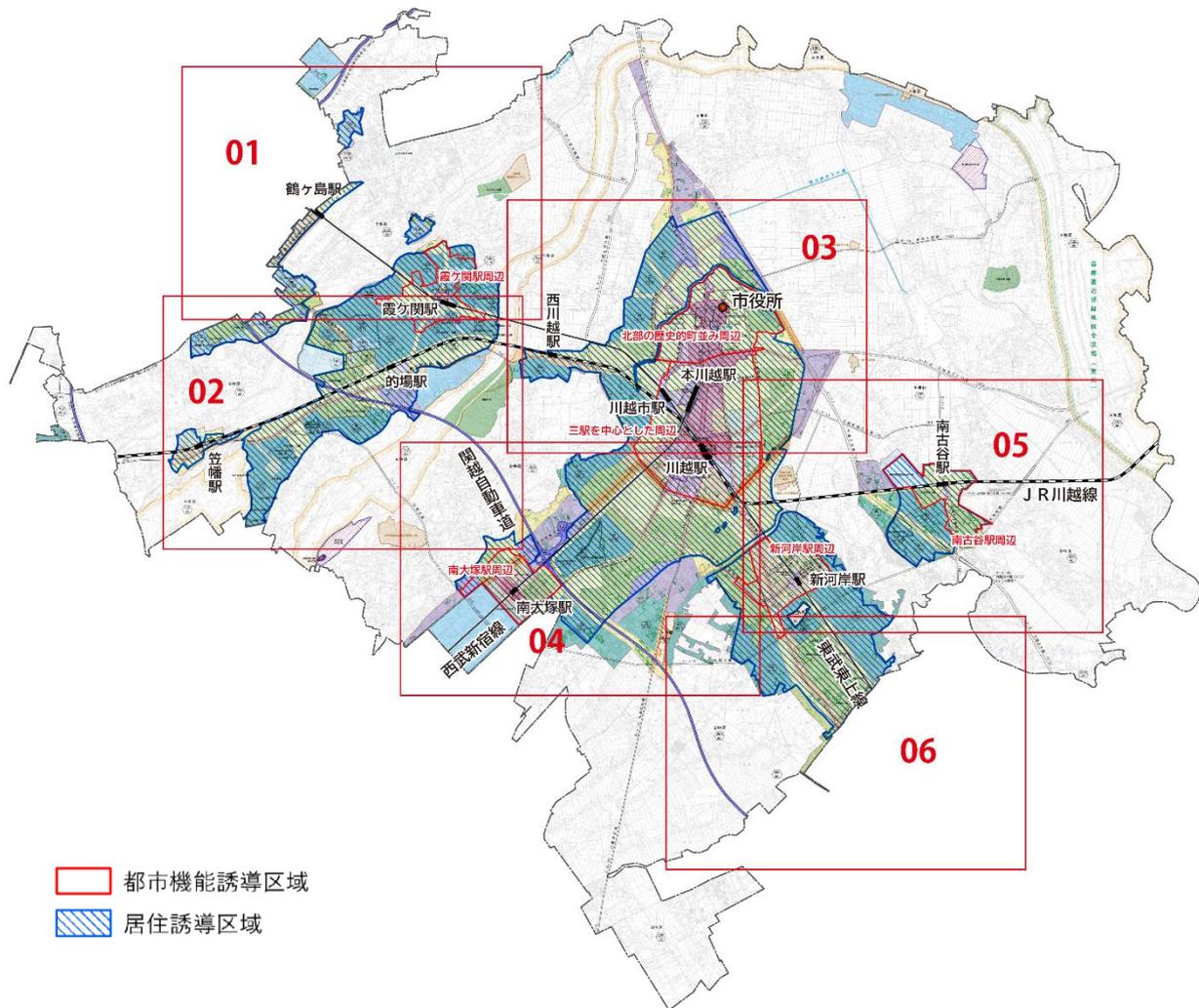


図 居住誘導区域 拡大図索引

令和6（2024）年の改定における居住誘導区域の見直し

令和2（2020）年に県管理河川である新河岸川流域の浸水想定区域図が更新されたことにより本計画策定当初の居住誘導区域内に新たに家屋倒壊等氾濫想定区域が設定されたことから、令和6（2024）年の改定時に当該区域を居住誘導区域に含めないこととしました。

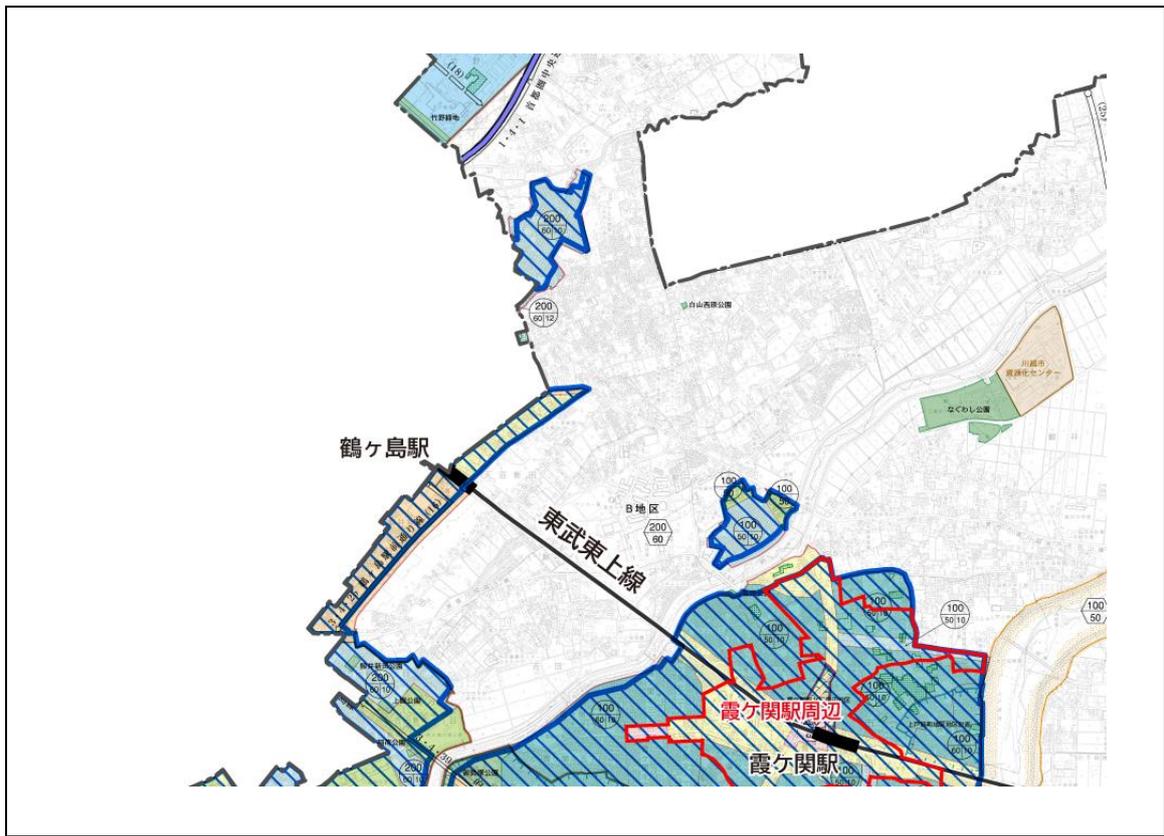


図 居住誘導区域 拡大図 01

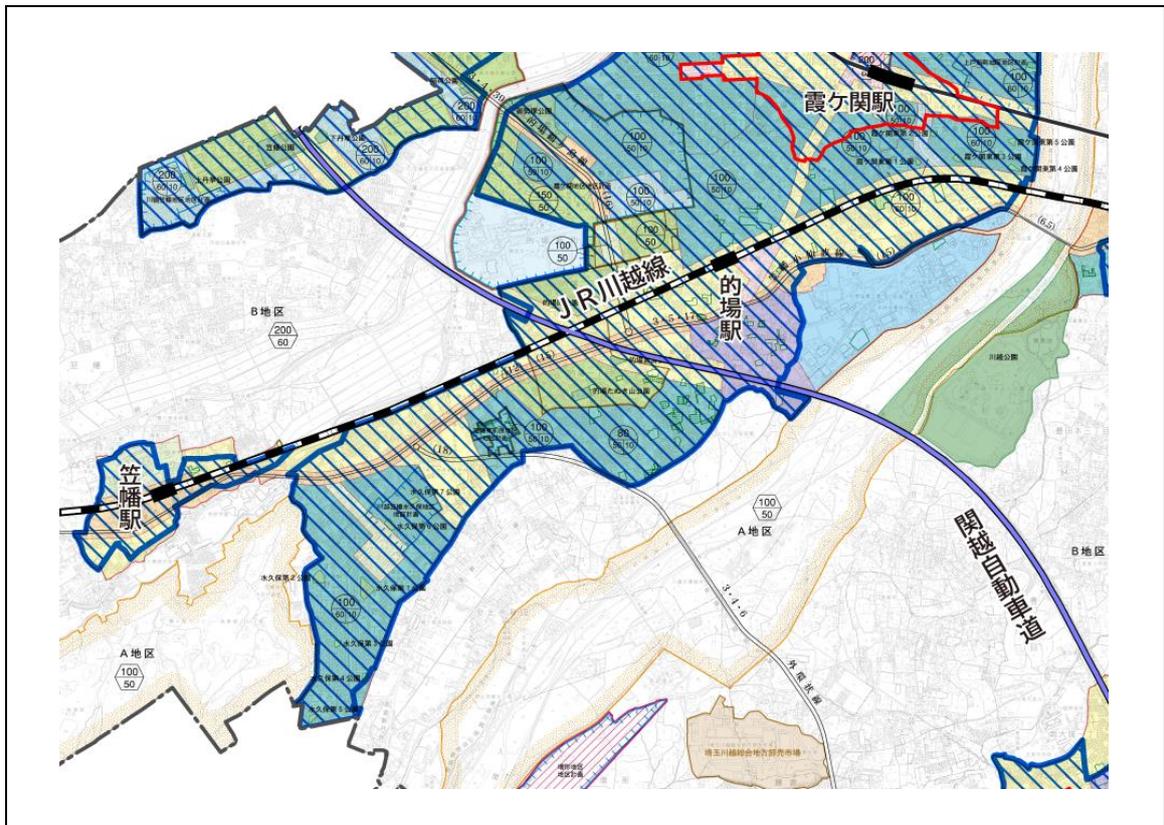
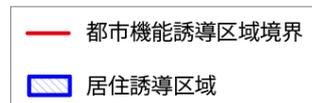


図 居住誘導区域 拡大図 02



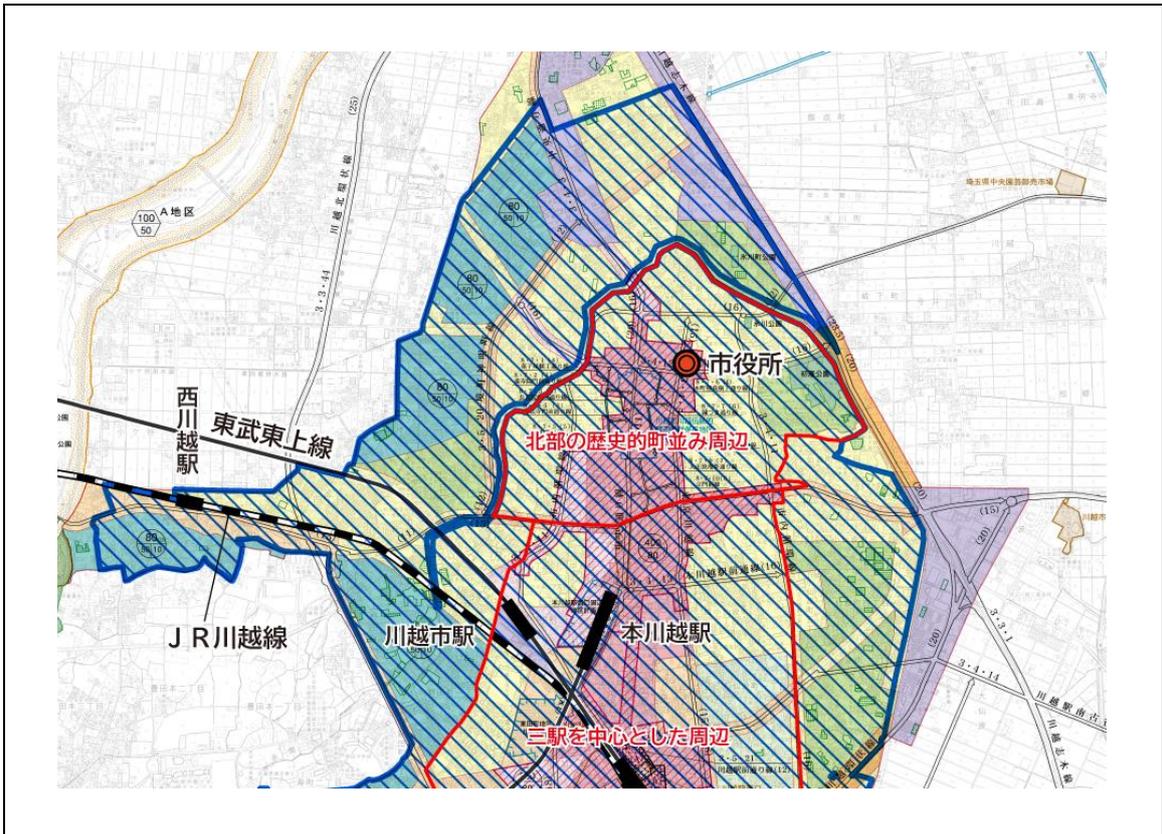


図 居住誘導区域 拡大図 03

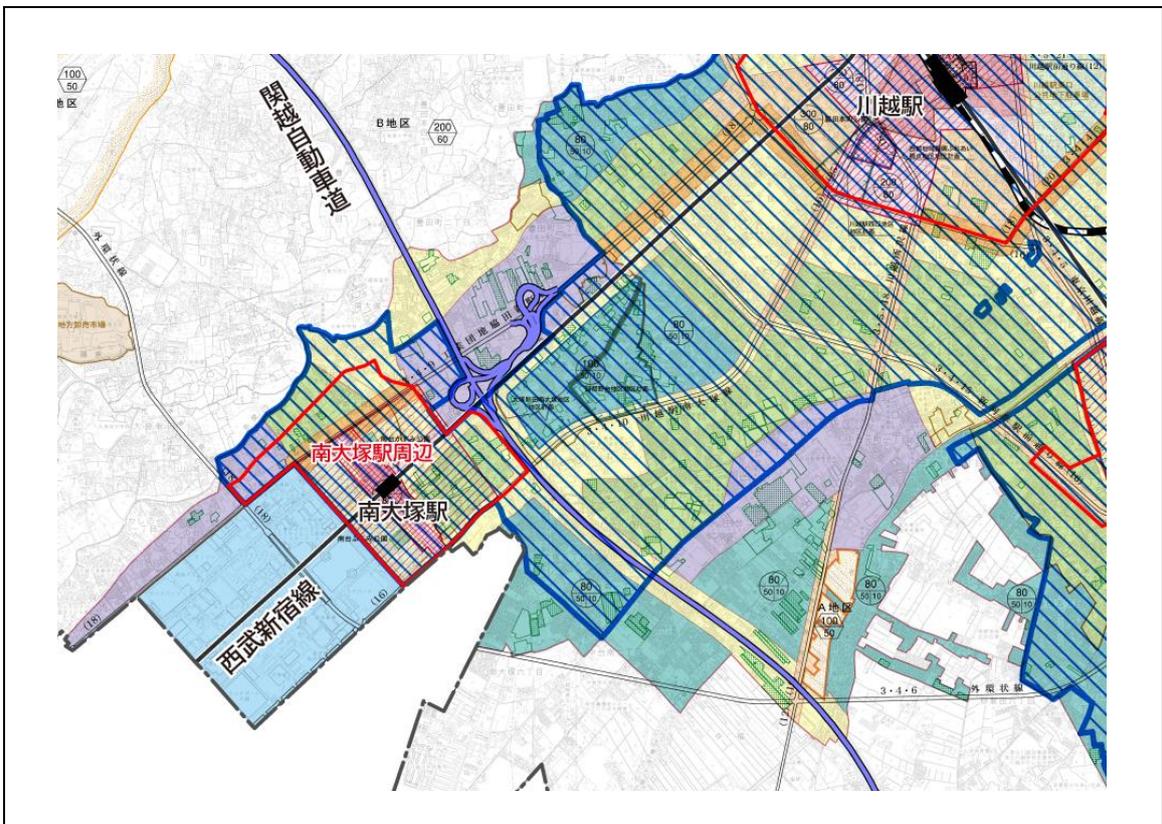
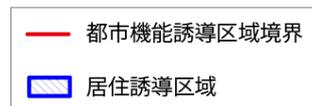


図 居住誘導区域 拡大図 04



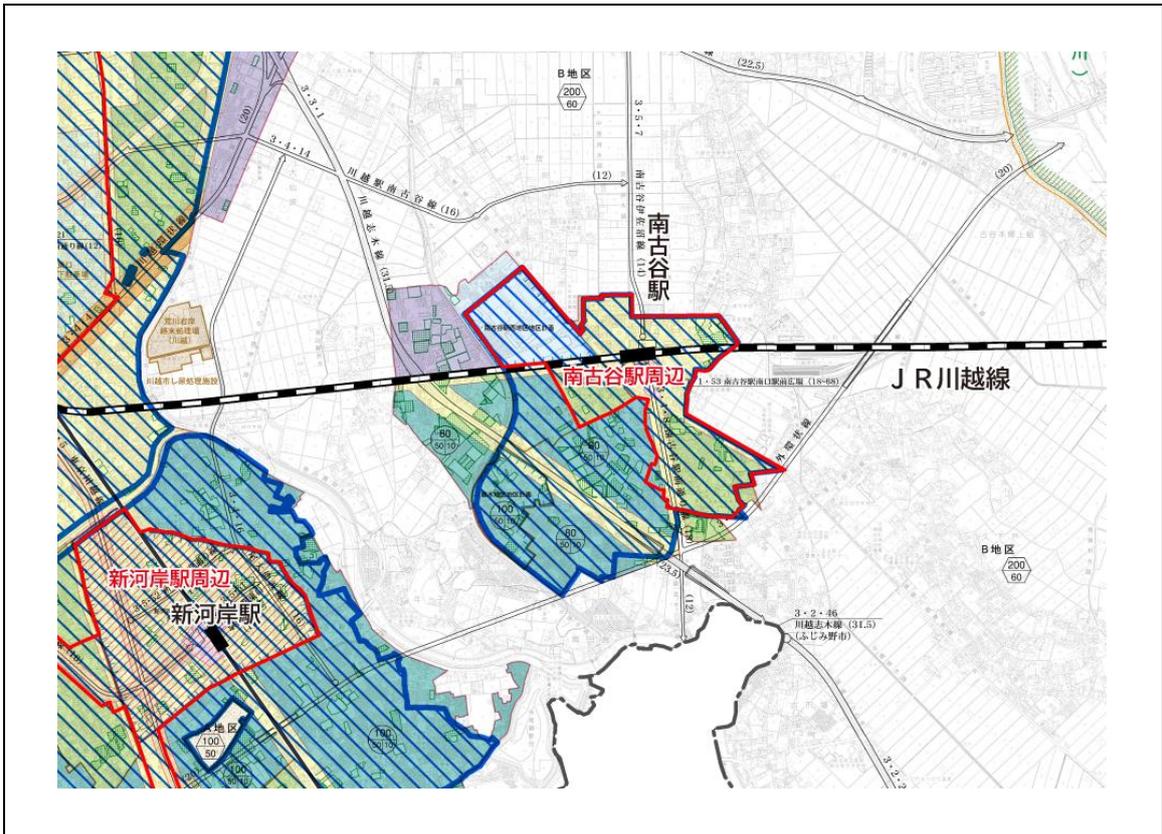


図 居住誘導区域 拡大図 05

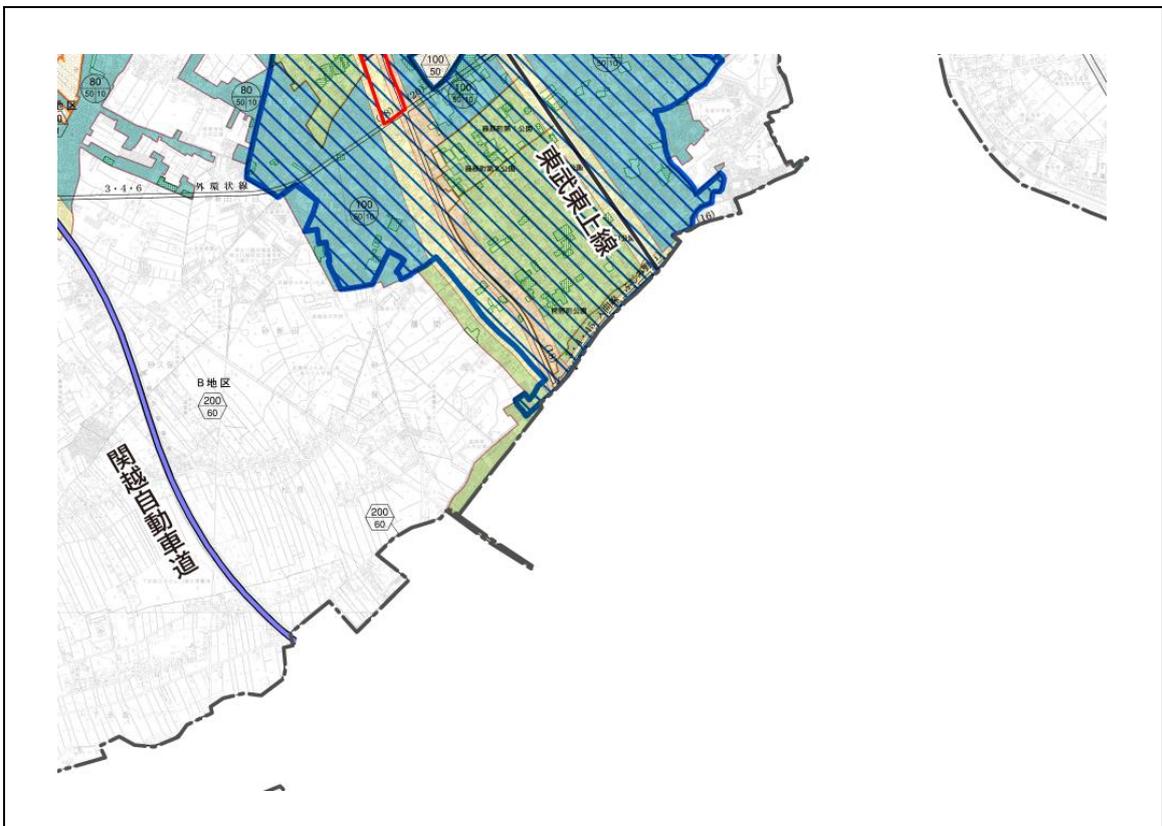
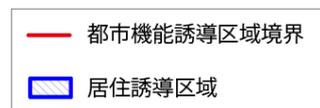


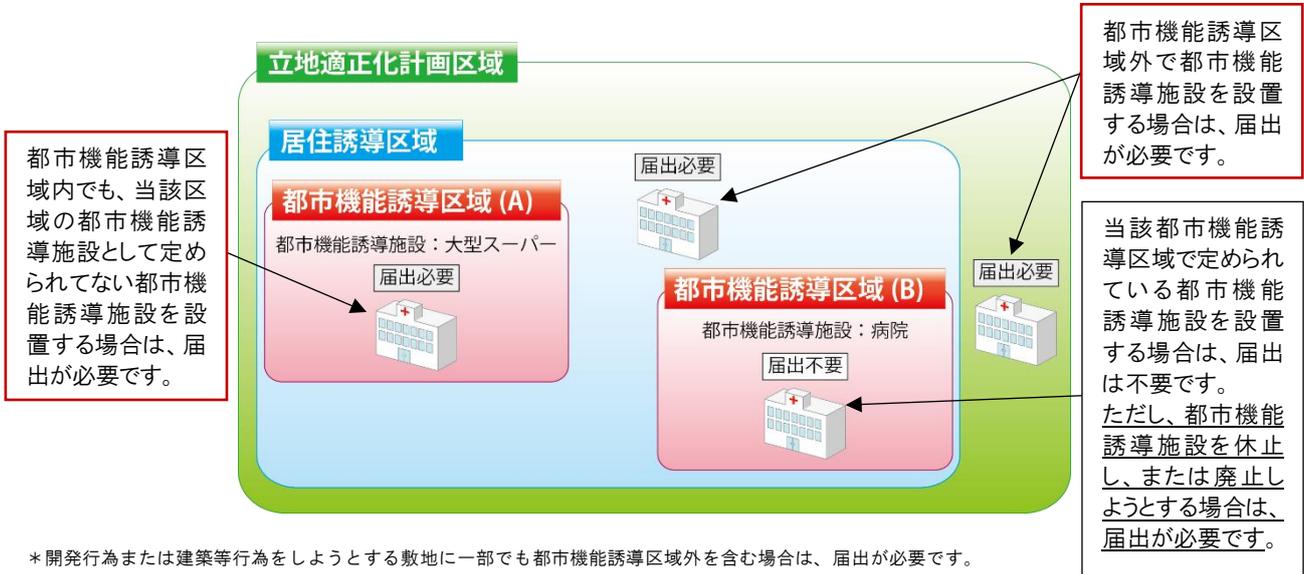
図 居住誘導区域 拡大図 06



## 届出制度

### 都市機能誘導区域外では、以下の手続きが必要です。

都市機能誘導施設を都市機能誘導区域外\*に設置しようとする場合は、届出の対象となり、開発行為または建築等行為に着手する 30 日前までに市への届出が必要となります。



### ■ 都市機能誘導施設の定義等

病院	医療法第 1 条の 5 に定める、医師が、公衆または特定多数人のため医業を行う場所であって、20 人以上の患者を入院させるための施設を有する施設のうち、「内科」、「外科」または「小児科」を設置する施設
高齢者支援のための相談窓口施設	介護保険法に基づき、地域で暮らす高齢者を保健・医療・福祉・介護等様々な面から総合的に支援する施設（例：地域包括支援センター）
障害者総合相談支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者福祉に関する体制の充実に向け、望ましい相談環境を提供するための施設（例：障害者基幹相談支援センター）
認定こども園	子ども子育て関連 3 法に基づき、国の定める基準を満たし、本市の認可または認定を受けた施設
認可保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設のうち、国が定める設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たした公立保育所及び民間保育所
乳幼児一時預かり施設	こども家庭庁による一時預かり事業実施要綱に定める基準に則って整備・運営される施設
こども送迎センター	こども家庭庁による広域的保育所等利用事業実施要綱に定める基準に則って整備・運営される施設
生涯学習施設	学校教育法に定める高等教育機関が設置する生涯学習施設（例：大学サテライトキャンパス）
大型スーパー	セルフサービス方式を採用している総合食料品小売店舗のうち、店舗面積 1,500 m <sup>2</sup> 以上の施設
大型商業施設	小売店舗のうち、店舗面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上の施設
レクリエーション施設	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場または遊技場を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による規制対象でないもので、延床面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上の施設
地域交流施設	旅館業法に定める「旅館・ホテル」で、川越市ホテル等建築適正化条例に適合する施設が併設された、本市の観光振興と市民の交流を促進する施設

**居住誘導区域外では、以下の手続きが必要です。**

居住誘導区域外で、以下のいずれかの開発行為または建築等行為をしようとする場合は、着手する 30 日前までに市への届出が必要です。

(開発行為)

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為。
- ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの。

(建築等行為)

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合。
- ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合。



<開発行為の例>



出典：国土交通省資料  
<建築等行為の例>

開発行為または建築等行為をしようとする土地が居住誘導区域の内と外にまたがる場合の届出は以下のとおりです。

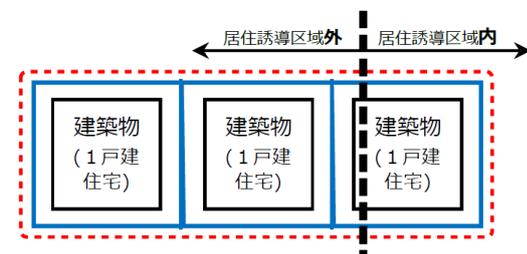
(開発行為)

- ・ 上記「(開発行為) ①②」のいずれかに該当する開発行為をしようとする一体の土地(開発区域)に、一部でも居住誘導区域外の区域を含む場合、届出が必要です。

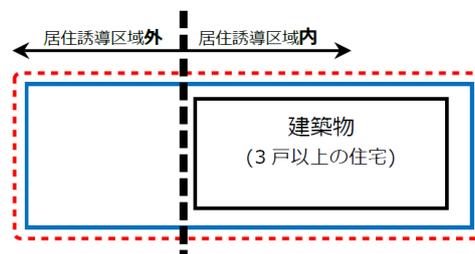
(建築等行為)

- ・ 上記「(建築等行為) ①②」のいずれかに該当する建築等行為をしようとする一体の土地(建築敷地)に、一部でも居住誘導区域外の区域を含む場合、届出が必要です。

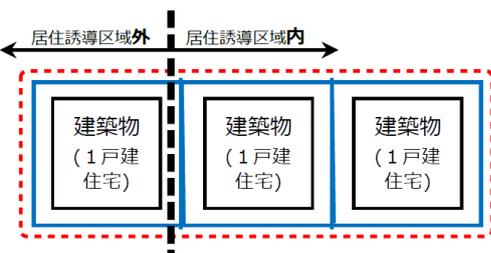
(例) 一度に行う開発行為や建築行為が3戸以上の住宅で一部でも居住誘導区域外を含む場合



(例) 居住誘導区域外を含む1つの建築敷地で3戸以上の住宅の建築の場合



…開発区域  
…建築敷地



いずれの例の場合も

**開発行為・建築等行為**ともに届出が必要

(建築等行為については、建築物の位置に関わらず、  
建築敷地に居住誘導区域外を含むかで判断)

# 防災指針

## 防災指針の概要

本市においては、平成 29 年台風第 21 号及び令和元年東日本台風等により大きな被害が発生していることや、今後 30 年以内に 70%程度の確率で首都直下地震の発生が予測されていることなどを踏まえると、災害に強いまちづくりの推進は急務となっています。

また、国は各地で激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、令和 2（2020）年に都市再生特別措置法の改正を行い、立地適正化計画に「都市の防災に関する機能を確保するための指針」として、「防災指針」を定めることを規定しました。

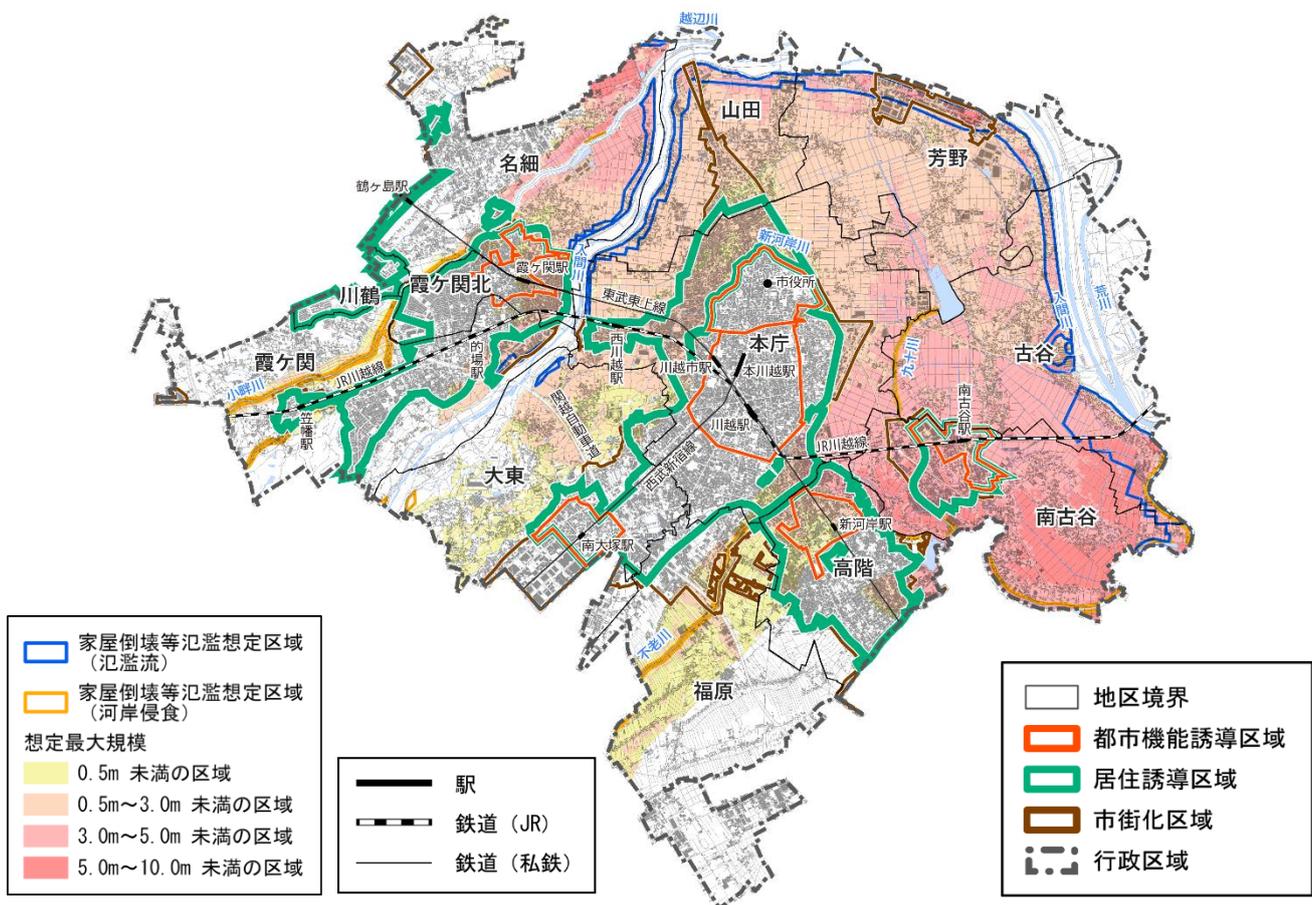
この防災指針は、災害リスク分析により示されるリスクの高い地域の課題を踏まえて、防災まちづくりの目標や方針、この方針に基づく防災・減災対策を定めることで災害に強いまちづくりを推進するものです。

## 本市の主な災害リスク

### 【洪水】

大雨により河川が増水し、堤防が決壊または越水することによって浸水被害や家屋の倒壊等の被害をもたらします。また、浸水被害が長期にわたり継続すると被災者が孤立するなどの被害が発生します。

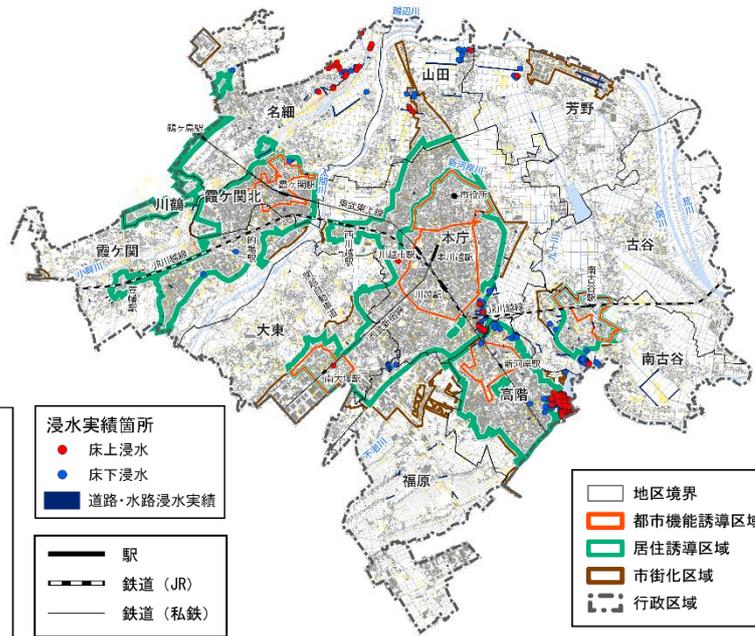
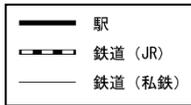
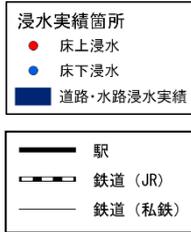
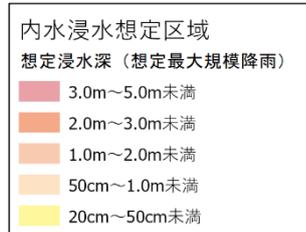
- 荒川、入間川沿いの低地部を中心に広範囲に浸水する想定となっており、特に古谷、南古谷地区では広範囲で 3.0m以上の浸水が想定されている。
- 荒川、入間川及び新河岸川等の河川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されている。
- 居住誘導区域の一部が浸水想定区域に含まれており、南古谷、高階及び霞ヶ関北地区では、都市機能誘導区域の一部が浸水想定区域に含まれている。
- 特に南古谷地区では、居住誘導区域・都市機能誘導区域の大半で、3.0m以上の浸水が想定されている。



## 【内水】

降った雨が河川等に排水できずに水路や下水道から溢れて発生する浸水被害が内水氾濫です。河川の周辺かどうかに関わらず、局所的・短時間に浸水します。

- 浸水深 20cm 以上の区域が市全域に点在しており、特に小畔川、新河岸川沿いの一部に、床上浸水（浸水深 50cm 以上）のおそれのある区域が存在している。
- 本庁、高階、大東、霞ヶ関、川鶴、霞ヶ関北及び山田地区の居住誘導区域の一部に、床上浸水（浸水深 50cm 以上）のおそれのある区域が存在している。



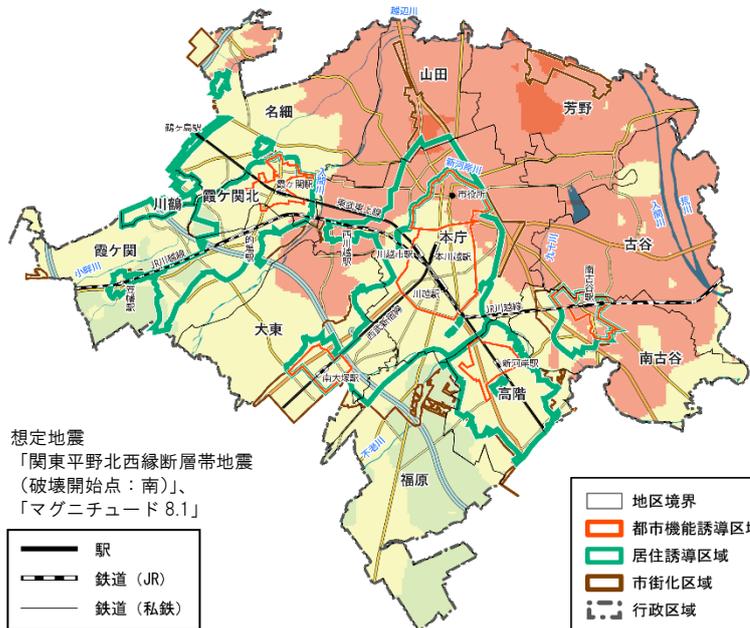
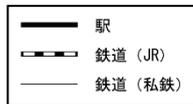
## 【地震】

大地震が発生すると地震の揺れによる建物等の倒壊や住宅密集地での大規模火災、液状化による建物やインフラ施設等の被害等が想定されます。

- 市全域で震度 5 強以上となっており、特に北東側では震度 6 強以上となっている。
- 本庁地区、南古谷地区の居住誘導区域・都市機能誘導区域の一部に、震度 6 強となる地域が存在している。



想定地震  
「関東平野北西縁断層帯地震  
(破壊開始点：南)」、  
「マグニチュード 8.1」



## 【土砂災害】

土砂災害は、崖等が崩壊することにより、土砂が流出することによって人命や建物に被害を及ぼす災害です。本市においては、本庁地区にのみ土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が指定されていますが、居住誘導区域・都市機能誘導区域には含まれていません（区域の設定から除外しています）。

## 【大規模盛土造成地】

大規模盛土造成地では、地震の揺れによって盛土が移動し、宅地が変動することがあります。本市では、谷間や斜面に大規模な盛土を行い造成された宅地が、高階地区と大東地区の 2 箇所が存在しています。

「大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン」に基づき調査した結果、2 箇所ともに、地震時における滑動崩落のおそれがないことを確認しています。

## 防災まちづくりの目標と取組方針

### 【防災まちづくりの目標】

防災指針では、本市において想定される様々な災害リスクに対して、だれもが安心して住み続けられる居住環境を確保することを目指して、「防災まちづくりにおける目標」を以下のとおり設定します。

#### 基本目標

### 災害に強いだれもが安心して住み続けられるまち川越

#### 目標

#### 目標① 災害に対して強いまちづくりの推進

洪水、内水、土砂災害、地震等の様々な災害に対して、災害リスクを回避、低減していくことにより、被害の対象を減らし、災害対応力を有する強いまちづくりを推進します。

#### 目標② 災害による被害軽減のための地域の防災体制の強化

災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、市民と行政の協働により避難体制の強化、要配慮者の支援、災害情報の周知や充実など、ソフト面の取組を進め、地域の防災体制の強化を図ります。

### 【各災害共通の取組方針】

本市では、水害や地震において、広い範囲に災害リスクが想定されています。これらの災害リスクは、可能な限り回避することが望ましい反面、全ての災害リスクを回避しようとすると、既に多くの人々が暮らす市街地等の広い範囲を居住地から外す必要があります。これは、都心核や地域核といった公共交通の利便性が高い拠点に都市機能が集積し、都市基盤の整備とともに市街地等が形成されてきた本市の都市の成り立ちを考慮すると困難といえます。また、水害対策としての河川整備や雨水対策、地震のリスクに対する市街地整備等のハード対策で、想定される全ての災害リスクを取り除くことも現実的ではありません。

そこで、リスクの回避策、ハード対策によるリスクの低減策とあわせてソフト対策を進めることで、リスクを可能な限り低減していくことが重要となります。

そのためには、長期的・継続的なハード対策に取り組むとともに、市民一人ひとりが、地域の災害リスクを正しく把握し、自助・共助・公助が連携して、それぞれが地域の防災体制の強化のために防災・減災の取組を進めていく必要があります。

## 【災害種別ごとの取組方針】

災害種別	取組方針
洪水	<p>想定最大規模における浸水想定では、市域の北側から東側にかけて、入間川沿いの低地部に洪水浸水想定区域が広がっており、本庁、南古谷、高階、霞ヶ関、霞ヶ関北、名細及び山田の各地区では、居住誘導区域・都市機能誘導区域の一部が洪水浸水想定区域に含まれています。特に、南古谷地区では、居住誘導区域・都市機能誘導区域の大半が浸水深 3.0m以上の区域となっており、洪水時に2階まで浸水するおそれのある家屋が多く存在しています。</p> <p>洪水リスクに対しては河川整備等のハード対策によりリスクを可能な限り低減していく必要がありますが、想定最大規模のリスクはハード対策のみで全てのリスクを低減することはできないため、ハード対策とあわせて、避難体制の強化等のソフト対策を行うことが重要です。</p> <p>具体的には、洪水の予報、被害状況及び避難情報の発令といった確実な情報伝達、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成、市民・事業者によるそれぞれの避難計画の実効性の確保など、避難体制強化のためのソフト対策を推進し、洪水による人的被害の低減を図ります。</p> <p>入間川、新河岸川、不老川、九十川及び小畔川沿いなどでは、居住誘導区域の一部に家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されており、洪水時に家屋が倒壊・流失するおそれがあるため、居住誘導区域に含めないことによりリスクの回避を図ります。</p>
内水	<p>平坦な地形状況から、内水浸水想定区域が居住誘導区域を含めて市全域に広く存在し、一部で浸水深 0.5m以上の区域が存在するほか、道路の冠水、建物の床上・床下浸水実績のある箇所が存在しています。</p> <p>そのため、雨水を貯留・浸透させる施設の整備を推進するとともに、下水道の排水能力を補う宅地内雨水浸透施設や家庭用止水板等の設置を促進します。特に浸水リスクが高く、都市機能集積度が高い重点対策地区では、雨水施設の整備等のハード対策を推進します。</p> <p>また、市全域においては洪水と同様のソフト対策により内水氾濫によるリスクを低減します。</p>
土砂災害	<p>本庁地区の一部に土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が指定されています。土砂災害を防ぐハード対策と、市民に対する危険箇所の周知等のソフト対策により土砂災害によるリスクを低減するとともに、居住誘導区域に含めないことによりリスクの回避を図ります。</p>
地震	<p>市全域で震度5強以上の揺れが想定されることから市全域で対策が必要となります。地震の震度分布をみると、市域北東側で特に揺れやすくなっており、地震による建物倒壊や液状化の危険度が高くなっています。特に、本庁、南古谷地区では、居住誘導区域・都市機能誘導区域の一部が揺れやすいエリアに該当しています。また、本庁地区の居住誘導区域・都市機能誘導区域の北部に地震による火災の焼失棟数予測が多いエリアがあります。このように被害が広範囲に及ぶことから被災人口も多くなることが予想されるため、円滑な救助活動及び物資輸送が難しくなることや、ライフラインの途絶、多数の帰宅困難者が生じるなどのおそれがあります。</p> <p>そのため、市街地整備、個々の建築物の耐震化や不燃化、延焼遮断帯の形成、空地の確保、ライフラインの耐震化・長寿命化及び耐震性防火水槽の増設等のハード対策を推進します。</p> <p>また、被害状況や避難情報等の情報伝達、帰宅困難者対策、空家等対策、道路啓開体制の整備及び給水体制の確保等のソフト対策により地震や火災によるリスクの低減を図ります。</p>
大規模盛土造成地	<p>大規模盛土を伴う開発許可申請について、法令に基づき適切な運用を図ることで危険な大規模盛土造成地の新規造成を防ぎ、リスクを回避します。</p>

## 防災・減災のための具体的な取組と進捗管理指標

防災まちづくりの目標や方針に基づいて、防災・減災のための具体的な取組や進捗管理指標を定めています。詳細は、計画 8-7、8-8 を参照。

## 目標指標

立地適正化計画における目標指標を以下のとおり設定します。

### 【目標指標①：居住誘導区域における人口密度】

令和 22(2040)年度の 居住誘導区域における人口密度  
80 人/ha 以上

居住誘導区域における 人口密度	計画策定当初	評価時点
	平成 26 (2014)年度	令和5 (2023)年度
	93.4 人/ha	95.1 人/ha

### 【目標指標②：都市機能誘導区域における都市機能誘導施設立地数】

令和 22(2040)年度の 都市機能誘導区域における都市機能誘導施設立地数  
平成 29(2017)年度の値以上

都市機能誘導区域における 都市機能誘導施設	都心核		地域核				計画策定当初	評価時点の 立地数
	三 駅 を 中心とし た周辺	北 部 の 歴 史 的 町 並 み 周辺	霞ヶ関 駅周辺	南大塚 駅周辺	新河岸 駅周辺	南古谷 駅周辺	平成 29 (2017)年度	令和 5 (2023)年度
病院	●	◇	—	—	◇	—	6	5
高齢者支援のための 相談窓口施設	◇	◇	◇	◇	◇	◇	2	3
障害者総合相談支援施設	◇	—	—	—	—	—	0	1
認定こども園	◇	◇	◇	◇	◇	◇	0	2
認可保育所	◇	◇	◇	◇	◇	◇	10	13
乳幼児一時預かり施設	◇	—	—	—	—	—	1	1
こども送迎センター	◇	—	—	—	—	—	0	1
生涯学習施設	◇	—	—	—	—	—	0	0
大型スーパー	—	—	●	◇	●	●	4	5
大型商業施設	●	—	—	—	—	—	8	8
レクリエーション施設	—	—	—	—	—	●	1	1
地域交流施設	◇	◇	—	—	—	—	4	3

●：維持対象とする都市機能施設、◇：誘導対象とする都市機能施設

### 【目標指標③：基幹的公共交通の徒歩圏人口カバー率】

基幹的公共交通の徒歩圏人口カバー率  
令和 3(2021)年度 51.2%、令和 8(2026)年度 51.8%

基幹的公共交通の 徒歩圏人口カバー率	実績	
	計画策定当初	評価時点
	平成 27 (2015)年度	令和5 (2023)年度
	51.2%	51.3%

## 目標達成の効果

施策の推進により目標指標等が達成されることで、以下の効果が期待されます。

### <市域全体の地価公示価格>

まちなかの魅力を維持することで、市全体の地価水準の底上げなどの波及効果が期待されます。

市域全体の地価公示価格平均値の前年度比変動率（埼玉県地価公示価格平均値の前年度比変動率との比較）	計画策定当初	評価時点	期待される効果
	平成 30 (2018) 年度	令和 5 (2023) 年度	
	1.1% (埼玉県：0.7%)	2.2% (埼玉県：1.7%)	埼玉県平均を上回る上昇率 (または下回る下落率)

(地価公示価格について)

埼玉県内の全ての地点における地価公示価格前年度比変動率と、川越市内の全ての地点における地価公示価格前年度比変動率を比較します。

### <日常生活における買い物の利便性>

まちなかの移動手段が確保され、生活に必要な都市機能が維持されることで、日常生活における買い物の利便性の維持が効果として期待されます。(数値は、市民意識調査による評価点)

市民意識調査における「日用品・食料品等の買い物の利便さ」に対する満足度	計画策定当初	評価時点	期待される効果
	平成 27 (2015) 年度	令和 3 (2021) 年度	
	0.83	0.97	平成 27(2015)年度の水準の維持

### <自然災害からの安全性>

防災指針で定める取組（ハード・ソフト両面の整備）の推進により、自然災害からの安全性が維持されることが効果として期待されます。(数値は、市民意識調査による評価点)

市民意識調査における「自然災害（浸水、地震、台風）からの安全性」に対する満足度	設定時点	期待される効果
	令和 3 (2021) 年度	
	0.17	令和 3 (2021) 年度の水準の維持

(市民意識調査による評価点について)

市民意識調査では、5段階評価により評価点を算出します。

$$\text{評価点} = \frac{(\text{「満足」回答者数} \times 2 \text{点}) + (\text{「やや満足」} \times 1 \text{点}) + (\text{「やや不満」} \times (-1 \text{点})) + (\text{「不満」} \times (-2 \text{点}))}{\text{回答者数} - \text{無回答}}$$

この算出方法では、評価点は-2.00点～+2.00点の間に分布し、0.00が中間点であり、+2.00点に近いほど評価は良く、逆に-2.00点に近いほど評価が悪いことを表します。